

香川県文化芸術振興計画（平成 30 年度～34 年度）の策定状況について

〔素案段階〕

1 計画の趣旨等

- 「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」（以下「条例」という。）第 20 条に規定（平成 19 年 12 月策定）
- 文化芸術の振興の目標や基本的な方針及び重点的に実施する事業のほか、文化芸術の振興のために必要な事項を定めたもの。
- 次期計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間で、本年末までに策定の予定。

2 文化芸術を取り巻く主な情勢

- 人口減少や若者の県外流出による伝統文化や文化財の保存・継承者など文化芸術の担い手の不足や地域コミュニティの衰退
- 地方みずからが地方の魅力を再認識し、地域の創生に取り組む機運の盛り上がり
- 地域づくりへの文化財の活用への流れの活発化。地域振興や観光資源との相乗効果による地方創生や地域経済の活性化への期待
- 高度情報化社会の到来による文化芸術の表現方法の変化

3 国の主な状況

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラム等の活用
- 本年 6 月の「文化芸術基本法」への改正

4 目標と方向性

ア　　ー　　ト
断トツの文化芸術の力で香川を日本一住みたいまちに

- ◎ 香川の文化力アップのため文化資源をすべての県民のために
- ◎ 人々を惹きつけてやまない魅力あるアート県ブランドを確立

5 基本的な方針

I 文化芸術を担う人材の育成

香川の文化芸術の裾野を広げるため、県民が行う文化芸術活動への支援を充実させるとともに、県民が文化芸術を身近に感じられるよう、その橋渡し役となるアートマネージャーなどの人材の育成に努める。また、文化芸術の将来を担う子どもや若者に対する文化芸術に関する教育をさらに充実させる。

- ① 県民による文化芸術活動を奨励するため、活動への支援や優れた功績の顕彰等を行う。
- ② 県民と文化芸術の橋渡し役となる人材の育成に取り組む。
- ③ 子どもや若者が文化芸術に触れ、創造性を育む機会を充実させる。

II 文化芸術を育む環境の整備

一人でも多くの県民に本県の文化資源を届けることで、県民一人一人が様々な文化芸術に触れ、自ら参画し、親しむことができるようにするための基盤と環境を、関連する行政の他分野や市町、民間等とも連携しながら、整備していく。あわせて、本県の有する文化芸術の魅力を発信するための環境づくりにも取り組む。

- ① 県民が文化芸術に親しむことができる基盤と環境の整備、充実を図る。
- ② 関連分野における行政同士や民間等との積極的な連携を図る。
- ③ アート県ブランド確立に向けた戦略的な情報発信を行う。

III 文化芸術による地域づくり

国際的な知名度を有する瀬戸内国際芸術祭をはじめとして、香川の特色ある文化芸術を活かした地域活性化やブランド形成につながる取組みを進めるとともに、文化財など文化資源の充実と積極的な活用を図ることで、県民がふるさとに誇りを持ち愛着を感じるような、「元気」な地域を創生する。

- ① 世界から注目されている瀬戸内国際芸術祭を人材育成や地域づくりの柱として引き続き実施する。
- ② アート県ブランドの形成につながる魅力的な祭典や展覧会等を開催する。
- ③ 文化資源の掘り起こしや磨き上げを図り、地域づくりに積極的に活用していく。
- ④ アート県ブランド確立に向けた戦略的な情報発信を行う。